

堺市公報 第306号	令和6年3月29日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市不動産審査委員会規則の一部を改正する規則 【財政局財政部財産活用課】	4
○堺市契約規則の一部を改正する規則 【財政局契約部契約課】	5
○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 【環境局環境事業部環境業務課】	5
○堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	6
○堺市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則 【建築都市局住宅部住宅改良課】	17
○堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則 【消防局総務部総務課】	18
<告示>	
○令和5年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について 【総務局行政部総務課】	18
○堺市市税条例に基づく寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定を受けた法人の所在地変更について 【財政局税務部税制課】	19
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	20
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	21
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	23
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	26

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	27
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	28
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	29
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	29
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	30
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	31
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	32
○本市の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関等の指定について	
【会計室出納課】	34
<公告>	
○堺市立ビッグバンの休館日及び利用料金について	
【泉北ニューデザイン推進室】	34
○堺市環境影響評価条例に基づく環境影響評価書等の提出について	
【環境局環境保全部環境共生課】	36
○堺市環境影響評価条例に基づく事後調査計画書の提出について	
【環境局環境保全部環境共生課】	37
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	
【健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課】	38
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基準該当障害福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	40
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	40

○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	41
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	41
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	42
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	42
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	43
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	43
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	44
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	44
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	45
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	45
○堺市立自転車等駐車場の利用料金及び開場時間について	
【建設局サイクルシティ推進部自転車対策事務所】	46
○草尾南野田線の事業計画変更認可に伴う図書の写しの縦覧について	
【建設局道路部道路計画課】	48
○地方自治法第260条の46第2項の規定に基づく公告について	
【中区役所自治推進課】	48
<上下水道局管理規程>	
○堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	55
○堺市上下水道局契約規程及び随意契約によることができる契約に関する規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	55
○堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の委託に関する規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サービス課】	56
<上下水道局公告>	

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について
て
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 57

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 58

<人事委員会規則>

○堺市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
【人事委員会事務局】…………… 59

<議会規則>

○堺市議会事務局規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
【議会事務局調査法制課】…………… 59

<議会告示>

○令和5年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について
【議会事務局総務課】…………… 60

規 則

堺市不動産審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第35号

堺市不動産審査委員会規則の一部を改正する規則

堺市不動産審査委員会規則（昭和57年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び当該財産」を「並びに当該不動産」に改める。

第6条中「委員長は」の次に「、事案が軽易である場合」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~



堺市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第36号

#### 堺市契約規則の一部を改正する規則

堺市契約規則（昭和50年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「の10分の8」を削る。

第28条第2項第2号中「賃貸をする」を「ものを締結する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の第14条第4項の規定は、令和6年4月1日以後に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。

~~~~~

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第37号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「様式第4号の8）」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下単に「指定納付受託者」という。）による納付の方法」を加える。

第12条の2の見出し中「粗大ごみ処理券」の次に「等」を加え、同条中「者は、」の次に「粗大ごみ処理券により手数料を納付した場合にあっては」を、「粗大ごみ処理券を」の次に「、指定納付受託者に手数料の納付を委託した場合にあっては収集日及び当該粗大ごみに係る処理の申込みの際に付される受付番号を記載した紙面その他の物を」を加える。
様式第4号の8中「払い戻し」を「払戻し」に改め、「■お名前」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

~~~~~

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第38号

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「若しくは」を「又は」に改める。

様式第1号（甲）から様式第2号までを次のように改める。

（次のよう 別記）

様式第3号（甲）中

「

|        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |
|--------|--|--------|--|

|       |  |
|-------|--|
| 決定年月日 |  |
|-------|--|

を

|      |  |
|------|--|
| 決定理由 |  |
|------|--|

」

「

|        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |
|--------|--|--------|--|

|        |  |  |  |
|--------|--|--|--|
| 被保険者住所 |  |  |  |
|--------|--|--|--|

|      |  |    |  |
|------|--|----|--|
| 生年月日 |  | 性別 |  |
|------|--|----|--|

に、

|       |  |
|-------|--|
| 決定年月日 |  |
|-------|--|

|      |  |
|------|--|
| 決定理由 |  |
|------|--|

」

「

|          |  |
|----------|--|
| 特別徴収対象年金 |  |
|----------|--|

を

」

「

|           |  |
|-----------|--|
| 特別徴収対象年金  |  |
| 特別徴収対象年金額 |  |

に

」

改める。

様式第3号(乙)から様式第4号(乙)までを次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第5号(甲)中

「

|        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |
|--------|--|--------|--|

|       |  |
|-------|--|
| 決定年月日 |  |
|-------|--|

を

|      |  |
|------|--|
| 決定理由 |  |
|------|--|

」

「

|        |  |        |  |
|--------|--|--------|--|
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |
| 被保険者住所 |  |        |  |
| 生年月日   |  | 性別     |  |
| 決定年月日  |  |        |  |
| 変更理由   |  |        |  |

に

」

改める。

様式第5号(乙)を次のように改める。

(次のよう 別記)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(甲)(第2条関係)

堺市後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書

年 月 日  
堺市 区長 印  
年度分の後期高齢者医療保険

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の規定により、  
料について、次のとおり徴収するのと通知します。

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 被保険者氏名 | 被保険者番号 |  |
| 被保険者住所 |        |  |
| 生年月日   | 性別     |  |
| 決定年月日  |        |  |
| 決定理由   |        |  |

年間保険料額

|             |   |
|-------------|---|
| 年度に納付する保険料額 | 円 |
|-------------|---|

これからの保険料納付方法等

|           |  |
|-----------|--|
| 保険料徴収方法   |  |
| 特別徴収義務者   |  |
| 特別徴収対象年金  |  |
| 特別徴収対象年金額 |  |

期別保険料額

| 月   | 保険料額  |       | 特別徴収    |
|-----|-------|-------|---------|
|     | 普通徴収額 | 納期限   |         |
| 4月  | 円     | 年 月 日 | 円(仮徴収額) |
| 5月  | 円     | 年 月 日 | 円(仮徴収額) |
| 6月  | 円     | 年 月 日 | 円(仮徴収額) |
| 7月  | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 8月  | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 9月  | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 10月 | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 11月 | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 12月 | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 1月  | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 2月  | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 3月  | 円     | 年 月 日 | 円       |
| 計   | 円     |       | 円       |
| 合計額 | 円     |       | 円       |

特別徴収の場合の

| 納期      | 仮徴収額 | 徴収日   |
|---------|------|-------|
| 1期目(年月) | 円    | 年 月 日 |
| 2期目(年月) | 円    | 年 月 日 |
| 3期目(年月) | 円    | 年 月 日 |

※特別徴収の保険料は、年月の保険料と同じ額を、年度の4月、6月及び8月支給の年金から天引きします。ただし、4月、6月及び8月のおおむね年間保険料の2分の1の額を徴収できるよう、6月及び8月の仮徴収額を変更している場合があります。

普通徴収の場合の振替口座

|       |     |    |         |
|-------|-----|----|---------|
| 金融機関名 | 支店名 | 種目 | 口座・通帳番号 |
|       |     |    | 口座名義人   |

※口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

- (教示)
- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えてはならない。)、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
  - この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあった日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えてはならない。)、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求め訴えを提起することができます。
  - 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれか該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求め訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第1号(乙)(第2条関係)

年度 堺市後期高齢者医療保険料納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

年 月 日

|        |    |
|--------|----|
| 被保険者番号 |    |
| 被保険者氏名 |    |
| 生年月日   | 性別 |
| 被保険者住所 |    |

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の規定により、年度分の後期高齢者医療保険料について、次のとおり徴収するので通知します。

堺市 区長

印

|       |  |
|-------|--|
| 決定年月日 |  |
| 決定理由  |  |

|              |   |
|--------------|---|
| 年間保険料額 (①+②) | 円 |
| ①特別徴収合計額     | 円 |
| ②普通徴収合計額     | 円 |

1 あなたの保険料の納め方

|  |
|--|
|  |
|--|

2 徴収方法ごとの内訳

①特別徴収分 (年金からのお支払い)

| 期別  | 月   | 徴収額 | 徴収日       |
|-----|-----|-----|-----------|
| 第1期 | 4月  | 円   | 年 月 年金支給日 |
| 第2期 | 6月  | 円   | 年 月 年金支給日 |
| 第3期 | 8月  | 円   | 年 月 年金支給日 |
| 第4期 | 10月 | 円   | 年 月 年金支給日 |
| 第5期 | 12月 | 円   | 年 月 年金支給日 |
| 第6期 | 2月  | 円   | 年 月 年金支給日 |
| 合計額 |     | 円   |           |

特別徴収の場合の 年度保険料の仮徴収額

| 期別  | 月  | 仮徴収額 | 徴収日       |
|-----|----|------|-----------|
| 第1期 | 4月 | 円    | 年 月 年金支給日 |
| 第2期 | 6月 | 円    | 年 月 年金支給日 |
| 第3期 | 8月 | 円    | 年 月 年金支給日 |

※ 特別徴収の保険料は、年 月の保険料と同じ額を年度の4月、6月及び8月支給の年金から天引きします。ただし、4月、6月及び8月でおおむね年間保険料の2分の1の額を徴収できるよう、6月及び8月の仮徴収額を変更している場合があります。

特別徴収対象年金

|           |  |
|-----------|--|
| 特別徴収義務者   |  |
| 特別徴収対象年金  |  |
| 特別徴収対象年金額 |  |

②普通徴収分 (納付書又は口座振替)

| 期別  | 月   | 徴収額 | 納期限   |
|-----|-----|-----|-------|
| 第1期 | 7月  | 円   | 年 月 日 |
| 第2期 | 8月  | 円   | 年 月 日 |
| 第3期 | 9月  | 円   | 年 月 日 |
| 第4期 | 10月 | 円   | 年 月 日 |
| 第5期 | 11月 | 円   | 年 月 日 |
| 第6期 | 12月 | 円   | 年 月 日 |
| 第7期 | 1月  | 円   | 年 月 日 |
| 第8期 | 2月  | 円   | 年 月 日 |
| 第9期 | 3月  | 円   | 年 月 日 |
| 合計額 |     | 円   |       |

口座振替・自動払込の指定口座

|         |  |
|---------|--|
| 金融機関名   |  |
| 支店名     |  |
| 種目      |  |
| 口座・通帳番号 |  |
| 口座名義人   |  |

※ 口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第1号 (丙) (第2条関係)

年度堺市後期高齢者医療保険料納入通知書 兼 特別徴収開始通知書

年 月 日  
堺市 区長 印

年度分の後期高齢者医療保険料（仮徴収）額を次のとおり決定したので通知します。

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 被保険者氏名 | 被保険者番号 |  |
| 被保険者住所 |        |  |
| 生年月日   | 性別     |  |
| 決定年月日  |        |  |
| 決定理由   |        |  |

|               |             |   |
|---------------|-------------|---|
| 年間保険料額        | 年度に納付する保険料額 | 円 |
| これまでの保険料納付方法等 |             |   |
| 保険料徴収方法       |             |   |
| 特別徴収義務者       |             |   |
| 特別徴収対象年金      |             |   |
| 特別徴収対象年金額     |             |   |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
| これからの保険料納付方法等 |  |  |
| 保険料徴収方法       |  |  |
| 特別徴収義務者       |  |  |
| 特別徴収対象年金      |  |  |
| 特別徴収対象年金額     |  |  |

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

| 期別保険料額 |      | 変更前の保険料額       |      | 変更後の保険料額       |                |
|--------|------|----------------|------|----------------|----------------|
| 月      | 普通徴収 | 特別徴収<br>(仮徴収額) | 普通徴収 | 特別徴収<br>(仮徴収額) | 特別徴収<br>(仮徴収額) |
| 4月     |      |                |      |                |                |
| 5月     |      |                |      |                |                |
| 6月     |      |                |      |                |                |
| 7月     |      |                |      |                |                |
| 8月     |      |                |      |                |                |
| 9月     |      |                |      |                |                |
| 10月    |      |                |      |                |                |
| 11月    |      |                |      |                |                |
| 12月    |      |                |      |                |                |
| 1月     |      |                |      |                |                |
| 2月     |      |                |      |                |                |
| 3月     |      |                |      |                |                |
| 計      |      |                |      |                |                |
| 合計額    |      |                |      |                |                |
| 差引増減額  |      |                |      |                |                |

普通徴収の場合の納期限

| 納期   | 納期限   | 納期   | 納期限   |
|------|-------|------|-------|
| 普徴1期 | 年 月 日 | 普徴8期 | 年 月 日 |
| 普徴2期 | 年 月 日 | 普徴9期 | 年 月 日 |
| 普徴3期 | 年 月 日 |      |       |
| 普徴4期 | 年 月 日 |      |       |
| 普徴5期 | 年 月 日 |      |       |
| 普徴6期 | 年 月 日 |      |       |
| 普徴7期 | 年 月 日 |      |       |

| 普通徴収の場合の振替口座 |     |       |         |
|--------------|-----|-------|---------|
| 金融機関名        | 支店名 | 種目    | 口座・通帳番号 |
|              |     | 口座名義人 |         |
|              |     |       |         |
|              |     |       |         |

※口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

問合せ先

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えることができません。）に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消を求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消を求める訴えを提起することができます。

様式第2号（第2条関係）

| 年度 堺市後期高齢者医療保険料納入通知書                                                                                    |  |    |   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----|---|
| 被保険者番号                                                                                                  |  |    |   |
| 被保険者氏名                                                                                                  |  |    |   |
| 生年月日                                                                                                    |  | 性別 |   |
| 被保険者住所                                                                                                  |  |    |   |
| 決定年月日                                                                                                   |  |    |   |
| 決定理由                                                                                                    |  |    |   |
| 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び堺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の規定により、<br>年度分の後期高齢者医療保険料について、次のおお徴収するので通知します。 |  |    |   |
| 堺市 区長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>                                     |  |    |   |
| 年間保険料額 (①+②)                                                                                            |  | 円  |   |
| ①特別徴収合計額                                                                                                |  |    | 円 |
| ②普通徴収合計額                                                                                                |  |    | 円 |

|               |   |
|---------------|---|
| 1 あなたの保険料の納め方 | ➤ |
|               |   |

|             |   |
|-------------|---|
| 2 徴収方法ごとの内訳 | ➤ |
|-------------|---|

①特別徴収分 (年金からのお支払い)

| 期別  | 月   | 徴収額 | 徴収日   |     |
|-----|-----|-----|-------|-----|
| 第1期 | 4月  | 円   | 年 月 日 | 仮徴収 |
| 第2期 | 6月  | 円   | 年 月 日 |     |
| 第3期 | 8月  | 円   | 年 月 日 |     |
| 第4期 | 10月 | 円   | 年 月 日 | 本徴収 |
| 第5期 | 12月 | 円   | 年 月 日 |     |
| 第6期 | 2月  | 円   | 年 月 日 |     |
| 合計額 |     | 円   |       |     |

特別徴収対象年金

|           |  |
|-----------|--|
| 特別徴収義務者   |  |
| 特別徴収対象年金  |  |
| 特別徴収対象年金額 |  |

②普通徴収分 (納付書又は口座振替)

| 期別  | 月   | 徴収額 | 納期限   |
|-----|-----|-----|-------|
| 第1期 | 7月  | 円   | 年 月 日 |
| 第2期 | 8月  | 円   | 年 月 日 |
| 第3期 | 9月  | 円   | 年 月 日 |
| 第4期 | 10月 | 円   | 年 月 日 |
| 第5期 | 11月 | 円   | 年 月 日 |
| 第6期 | 12月 | 円   | 年 月 日 |
| 第7期 | 1月  | 円   | 年 月 日 |
| 第8期 | 2月  | 円   | 年 月 日 |
| 第9期 | 3月  | 円   | 年 月 日 |
|     |     | 円   | 年 月 日 |
|     |     | 円   | 年 月 日 |
| 合計額 |     | 円   |       |

口座振替・自動払込の指定口座

|         |  |
|---------|--|
| 金融機関名   |  |
| 支店名     |  |
| 種目      |  |
| 口座・通帳番号 |  |
| 口座名義人   |  |

(表示)  
 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間（この処分があった日から1年を超えてはなりません。）に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。  
 2 この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えてはなりません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。  
 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先



様式第3号(乙)(第2条関係)

堺市後期高齢者医療保険料特別徴収(仮徴収)開始通知書

|        |  |    |  |
|--------|--|----|--|
| 被保険者番号 |  |    |  |
| 被保険者氏名 |  |    |  |
| 生年月日   |  | 性別 |  |
| 被保険者住所 |  |    |  |
| 決定年月日  |  |    |  |
| 決定理由   |  |    |  |

年 月 日

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定したので通知します。

堺市 区長 印

仮徴収額

円

これからの保険料納付方法等

| 月          | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----|-----|
| 4月分        |     |     |
| 6月分        |     |     |
| 8月分        |     |     |
| <b>合計額</b> |     |     |
| 差引増減額      |     |     |

|           |  |
|-----------|--|
| 徴収方法      |  |
| 特別徴収義務者   |  |
| 特別徴収対象年金  |  |
| 特別徴収対象年金額 |  |

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第4号(甲)(第2条関係)

年度 堺市後期高齢者医療保険料納入通知書(変更通知書)  
兼特別徴収額変更通知書・特別徴収中止通知書

年 月 日  
堺市 区長 印

年度分の後期高齢者医療保険料(仮徴収)額を次のとおり決定したので通知します。

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 被保険者氏名 | 被保険者番号 |  |
| 被保険者住所 |        |  |
| 生年月日   | 性別     |  |
| 決定年月日  |        |  |
| 変更理由   |        |  |

年間保険料額

|             |   |
|-------------|---|
| 年間に納付する保険料額 | 円 |
|-------------|---|

これまでの保険料納付方法等

|          |  |
|----------|--|
| 保険料徴収方法  |  |
| 特別徴収義務者  |  |
| 特別徴収対象年金 |  |

これからの保険料納付方法

|          |  |
|----------|--|
| 保険料徴収方法  |  |
| 特別徴収義務者  |  |
| 特別徴収対象年金 |  |

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きになります。

| 月     | 変更前の保険料額 |                | 変更後の保険料額 |                |
|-------|----------|----------------|----------|----------------|
|       | 普通徴収     | 特別徴収<br>(仮徴収額) | 普通徴収     | 特別徴収<br>(仮徴収額) |
| 4月    |          | (仮徴収額)         |          | (仮徴収額)         |
| 5月    |          | (仮徴収額)         |          | (仮徴収額)         |
| 6月    |          | (仮徴収額)         |          | (仮徴収額)         |
| 7月    |          | (仮徴収額)         |          | (仮徴収額)         |
| 8月    |          | (仮徴収額)         |          | (仮徴収額)         |
| 9月    |          |                |          |                |
| 10月   |          |                |          |                |
| 11月   |          |                |          |                |
| 12月   |          |                |          |                |
| 1月    |          |                |          |                |
| 2月    |          |                |          |                |
| 3月    |          |                |          |                |
| 計     |          |                |          |                |
| 合計額   |          |                |          |                |
| 差引増減額 |          |                |          |                |

普通徴収の場合の納期限

| 納期   | 納期限 |   | 納期   |   |
|------|-----|---|------|---|
|      | 年   | 月 | 年    | 月 |
| 普徴1期 |     | 日 | 普徴8期 | 年 |
| 普徴2期 |     | 日 | 普徴9期 | 年 |
| 普徴3期 |     | 日 |      |   |
| 普徴4期 |     | 日 |      |   |
| 普徴5期 |     | 日 |      |   |
| 普徴6期 |     | 日 |      |   |
| 普徴7期 |     | 日 |      |   |

普通徴収の場合の振替口座

|       |     |       |         |
|-------|-----|-------|---------|
| 金融機関名 | 支店名 | 種目    | 口座・通帳番号 |
|       |     | 口座名義人 |         |

※口座・通帳番号の一部を非表示にしています。

問合せ先  
(教示)  
1 この処分不服がある場合は、この処分があった日から3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えてはなりません。)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。  
2 この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決の日を以て、当該裁決の日を知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えてはなりません。)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。  
3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第4号(乙)(第2条関係)

年度堺市後期高齢者医療保険料納入通知書(変更通知書)  
兼特別徴収額変更通知書・特別徴収中止通知書

|        |  |    |  |
|--------|--|----|--|
| 被保険者番号 |  |    |  |
| 被保険者氏名 |  |    |  |
| 生年月日   |  | 性別 |  |
| 被保険者住所 |  |    |  |
| 決定年月日  |  |    |  |
| 変更理由   |  |    |  |

年 月 日  
高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び堺市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第4号)の規定により、年度分の後期高齢者医療保険料の徴収方法等について、次のとおり変更となりましたので通知します。

堺市 区長

印

|        |     |
|--------|-----|
| 年間保険料額 | 年度分 |
|        | 円   |

◎徴収方法ごとの内訳

①変更前

| 月/期別 | 変更前の保険料額 |      |
|------|----------|------|
|      | 特別徴収     | 普通徴収 |
| 4月   | 円        |      |
| 5月   | (仮徴収額)   |      |
| 6月   | 円        |      |
| 7月   | (仮徴収額)   | 円    |
| 8月   | 円        | 円    |
| 9月   | (仮徴収額)   | 円    |
| 10月  | 円        | 円    |
| 11月  |          | 円    |
| 12月  | 円        | 円    |
| 1月   |          | 円    |
| 2月   | 円        | 円    |
| 3月   |          | 円    |
|      |          | 円    |
|      |          | 円    |
| 計    | 円        | 円    |
| 合計額  |          | 円    |

②変更後

| 月/期別 | 変更後の保険料額 |      |       |
|------|----------|------|-------|
|      | 特別徴収     | 普通徴収 | 納期限   |
| 4月   | 円        |      |       |
| 5月   | (仮徴収額)   |      |       |
| 6月   | 円        |      |       |
| 7月   | (仮徴収額)   | 円    | 年 月 日 |
| 8月   | 円        | 円    | 年 月 日 |
| 9月   | (仮徴収額)   | 円    | 年 月 日 |
| 10月  | 円        | 円    | 年 月 日 |
| 11月  |          | 円    | 年 月 日 |
| 12月  | 円        | 円    | 年 月 日 |
| 1月   |          | 円    | 年 月 日 |
| 2月   | 円        | 円    | 年 月 日 |
| 3月   |          | 円    | 年 月 日 |
|      |          | 円    | 年 月 日 |
|      |          | 円    | 年 月 日 |
| 計    | 円        | 円    |       |
| 合計額  |          | 円    |       |

※口座振替・自動払込の場合は、振替指定日を表示しています。

○特別徴収対象年金

|          |  |
|----------|--|
| 特別徴収義務者  |  |
| 特別徴収対象年金 |  |

○特別徴収対象年金

|          |  |
|----------|--|
| 特別徴収義務者  |  |
| 特別徴収対象年金 |  |

◆口座振替・自動払込の指定口座

|         |  |
|---------|--|
| 金融機関名   |  |
| 支店名     |  |
| 種目      |  |
| 口座・通帳番号 |  |
| 口座名義人   |  |

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えてはなりません)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えてはなりません)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先

様式第5号(乙)(第2条関係)

**堺市後期高齢者医療保険料特別徴収額(仮徴収額)  
変更通知書・特別徴収中止通知書**

|        |  |    |  |
|--------|--|----|--|
| 被保険者番号 |  |    |  |
| 被保険者氏名 |  |    |  |
| 生年月日   |  | 性別 |  |
| 被保険者住所 |  |    |  |

年 月 日

年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり変更したので通知します。  
年度分の後期高齢者医療保険料の特別徴収を中止したので通知します。

堺市 区長 印

|       |  |
|-------|--|
| 決定年月日 |  |
| 変更理由  |  |

|             |   |
|-------------|---|
| <b>仮徴収額</b> | 円 |
|-------------|---|

**これからの保険料納付方法等**

| 月          | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----|-----|
| 4月分        |     |     |
| 6月分        |     |     |
| 8月分        |     |     |
| <b>合計額</b> |     |     |
| 差引増減額      |     |     |

|          |  |
|----------|--|
| 徴収方法     |  |
| 特別徴収義務者  |  |
| 特別徴収対象年金 |  |

(告示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内の間(この処分があった日から1年を超えることができません)に、大阪府後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合は、この処分に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間(当該裁決があった日から1年を超えることができません)に限り、堺市(代表者は、市長)を相手方として、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

審査請求先



堺市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第39号

堺市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

堺市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則（平成6年規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第21号中

「

※ 幅180cm又は長さ490cmを超える車（駐車区画内に収まるものに限る。）は、当該駐車区画の両隣の駐車区画に係る使用者の承認が必要です。

|            |            |
|------------|------------|
| 駐車区画番号 No. | 駐車区画番号 No. |
| 氏名 (*)     | 氏名 (*)     |

を

注意 (\*)において、申込者等がそれぞれ自署しない場合は、記名押印をしてください。

」

「

注意 (\*)において、申込者等がそれぞれ自署しない場合は、記名押印をしてください。に

」

改める。

様式第25号中「特定優良賃貸住宅及び共同施設に」を「別紙の特定優良賃貸住宅又は共同施設に」に改め、同様式の注書第1号中「特定優良賃貸住宅及び共同施設」を「特定優良賃貸住宅又は共同施設」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の様式に関する規定（様式第21号に限る。）により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市特定優良賃貸住宅管理条例施

行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第40号

#### 堺市消防局事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市消防局事務分掌規則（平成20年規則第112号）の一部を次のように改正する。  
別表総務部総務課企画総務係の分掌事務を定める部分第4号中「市長公室企画部」を「市長公室政策企画部」に改め、同表予防部総合防災センターの分掌事務を定める部分に次の2号を加える。

- (5) 地域の防火防災対策の推進及び関係機関との総合調整に関すること。
- (6) 地域の防災力向上に係る施策の企画立案及び実施並びに関係機関との調整に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 告 示

堺市告示第97号

堺市長の倫理に関する条例施行規則（平成18年規則第102号）第21条第4項において準用する同規則第19条第3項の規定により、市長の令和5年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 閲覧開始の日  
令和6年4月8日（月）
- 2 閲覧場所  
堺市役所本庁舎 市政情報センター  
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー
- 3 閲覧日及び閲覧時間
  - (1) 閲覧日  
市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日
  - (2) 閲覧時間  
市政情報センター  
午前9時から午後5時30分まで  
市政情報コーナー  
午前9時から午後5時15分まで

堺市告示第98号

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第17条の2第2項の規定に基づき、次のとおり寄附金の指定を受けた法人の所在地の変更について届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人の名称      | 法人の所在地          |                   | 変更年月日      |
|------------|-----------------|-------------------|------------|
|            | 変更前             | 変更後               |            |
| 社会福祉法人あゆみ会 | 東大阪市若江南町3丁目7番7号 | 大阪市住吉区我孫子1丁目5番15号 | 平成29年2月28日 |

|                       |                 |                 |           |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 社会福祉法人ピノキオ福祉会         | 堺市中区土師町4丁165番地2 | 堺市中区土師町3丁32番27号 | 令和5年7月1日  |
| 公益財団法人 シマノ・サイクル開発センター | 堺市堺区大仙中町18番2号   | 堺市堺区南向陽町2丁2番1号  | 令和4年3月24日 |

## 堺市告示第99号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776503522         |
| 事業所名称      | アーチケアプランセンター       |
| 事業所所在地     | 堺市北区新堀町二丁106番地2    |
| 指定の申請者     | 株式会社セルクル           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区新堀町二丁106番地2 |
| 代表者名       | 東晴美                |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日           |
| サービスの種類    | 居宅介護支援             |

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776201671                   |
| 事業所名称     | ケアプランセンター縁パワー                |
| 事業所所在地    | 堺市東区草尾575番地1 クレインストリート松本403号 |
| 指定の申請者    | 株式会社ソーシャルウェルビーイング            |



|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区草尾575番地1 クレインストリート松本403号 |
| 代表者名       | 稲岡良隆                            |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日                        |
| サービスの種類    | 居宅介護支援                          |

~~~~~

堺市告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776503530
事業所名称	アンフィニ訪問介護ステーション
事業所所在地	堺市北区長曾根町1667番地 P o l a i r e
指定の申請者	株式会社すまいる・ポッケ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区長曾根町1667番2F
代表者名	小椋和紀
指定年月日	令和6年3月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766290304
事業所名称	ここわ訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市東区白鷺町3丁2番14号
指定の申請者	合同会社e nグループ

主たる事務所の所在地	大阪府大阪市東住吉区駒川一丁目17番22号
代表者名	今岡秀彰
指定年月日	令和6年3月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766590604
事業所名称	どこドア訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区南花田町43-10
指定の申請者	合同会社アルケア大阪
主たる事務所の所在地	大阪府堺市東区日置荘田中町262番地2
代表者名	石賀一端
指定年月日	令和6年3月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766190595
事業所名称	訪問看護ステーション青空
事業所所在地	堺市中区土塔町79番地5 土塔クリスタル303号室
指定の申請者	合同会社青空
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区土塔町79番地5 土塔クリスタル303号室
代表者名	藤田雅子
指定年月日	令和6年3月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766390542
事業所名称	訪問看護ステーション 花*花
事業所所在地	堺市西区津久野町3丁32-19
指定の申請者	合同会社陽葵

主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区津久野町三丁32番19号
代表者名	谷江里菜
指定年月日	令和6年3月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766190603
事業所名称	おりーぶ訪問看護ステーション堺
事業所所在地	堺市中区八田南之町455番11号
指定の申請者	株式会社B o n d
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区北浜二丁目1番23号
代表者名	堀端大作
指定年月日	令和6年3月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776503548
事業所名称	ベストライフ堺北
事業所所在地	堺市北区金岡町3034-21
指定の申請者	株式会社ベストライフ西日本
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区金岡町3034番地21
代表者名	津金智恵子
指定年月日	令和6年3月1日
サービスの種類	特定施設入居者生活介護

~~~~~

堺市告示第101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事

業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766290304            |
| 事業所名称      | ここわ訪問看護ステーション         |
| 事業所所在地     | 堺市東区白鷺町3丁2番14号        |
| 指定の申請者     | 合同会社e nグループ           |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市東住吉区駒川一丁目17番22号 |
| 代表者名       | 今岡秀彰                  |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日              |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護              |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766590604          |
| 事業所名称      | どこドア訪問看護ステーション      |
| 事業所所在地     | 堺市北区南花田町43-10       |
| 指定の申請者     | 合同会社アルケア大阪          |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市東区日置荘田中町262番地2 |
| 代表者名       | 石賀一端                |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日            |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護            |

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2766190595                |
| 事業所名称     | 訪問看護ステーション青空              |
| 事業所所在地    | 堺市中区土塔町79番地5 土塔クリスタル303号室 |

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 指定の申請者     | 合同会社青空                       |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市中区土塔町79番地5 土塔クリスタル303号室 |
| 代表者名       | 藤田雅子                         |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日                     |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護                     |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766390542          |
| 事業所名称      | 訪問看護ステーション 花*花      |
| 事業所所在地     | 堺市西区津久野町3丁32-19     |
| 指定の申請者     | 合同会社陽葵              |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区津久野町三丁32番19号 |
| 代表者名       | 谷江里菜                |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日            |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護            |

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2766190603          |
| 事業所名称      | おりーぶ訪問看護ステーション堺     |
| 事業所所在地     | 堺市中区八田南之町455番11号    |
| 指定の申請者     | 株式会社Bond            |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪府中央区北浜二丁目1番23号 |
| 代表者名       | 堀端大作                |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日            |
| サービスの種類    | 介護予防訪問看護            |

|           |                |
|-----------|----------------|
| 介護保険事業所番号 | 2776503548     |
| 事業所名称     | ベストライフ堺北       |
| 事業所所在地    | 堺市北区金岡町3034-21 |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 指定の申請者     | 株式会社ベストライフ西日本      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市北区金岡町3034番地21 |
| 代表者名       | 津金智恵子              |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日           |
| サービスの種類    | 介護予防特定施設入居者生活介護    |

## 堺市告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796300537                      |
| 事業所名称      | 機能訓練特化型デイサービス りすたーと浜寺           |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺石津町中4-11-16 アーベインコート103号室 |
| 指定の申請者     | 合同会社Y's Factory                 |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市西区浜寺船尾町西五丁558番地2           |
| 代表者名       | 藤野泰葉                            |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日                        |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護                       |

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 介護保険事業所番号 | 2796300545                        |
| 事業所名称     | パナソニック エイジフリーケアセンター堺諏訪ノ森・看護小規模多機能 |

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺石津町西5丁12番10号 |
| 指定の申請者     | パナソニックエイジフリー株式会社   |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府門真市大字門真1048番地   |
| 代表者名       | 坂口哲也               |
| 指定年月日      | 令和6年3月1日           |
| サービスの種類    | 看護小規模多機能型居宅介護      |

堺市告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永藤英機

| 法人名           | 事業内容       | 事業所名            | 事業所所在地                     | 指定年月日    |
|---------------|------------|-----------------|----------------------------|----------|
| 株式会社HIT'S-V   | 就労継続支援（B型） | にじげん堺東駅前        | 大阪府堺市堺区新町三丁7 STCビル2階 中南    | 令和6年3月1日 |
| 株式会社Our Place | 居宅介護       | 訪問介護事業所 すてっぷ    | 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町1-2-15       | 令和6年3月1日 |
| 株式会社Our Place | 重度訪問介護     | 訪問介護事業所 すてっぷ    | 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町1-2-15       | 令和6年3月1日 |
| 株式会社すまいる・ポッケ  | 居宅介護       | アンフィニ訪問介護ステーション | 大阪府堺市北区長曾根町1667番地 Poilaire | 令和6年3月1日 |

|                       |                |                     |                                        |              |
|-----------------------|----------------|---------------------|----------------------------------------|--------------|
| 株式会社すまい<br>る・ポッケ      | 行動援護           | アンフィニ訪問<br>介護ステーション | 大阪府堺市北区長曾<br>根町1667番地 P o<br>l a i r e | 令和6年3月<br>1日 |
| 株式会社はるかぜ<br>コミュニケーション | 就労継続支援<br>(A型) | アン・デ・プル<br>ミエ       | 大阪府堺市堺区香ヶ<br>丘町一丁5番32号<br>B棟           | 令和6年3月<br>1日 |
| 株式会社はるかぜ<br>コミュニケーション | 生活介護           | 第3ケアセンター<br>はるかぜ    | 大阪府堺市堺区香ヶ<br>丘町一丁5番32号<br>B棟           | 令和6年3月<br>1日 |
| 合同会社えくれれ              | 居宅介護           | あみていえ訪問<br>介護ステーション | 大阪府堺市堺区昭和<br>通三丁43-27                  | 令和6年3月<br>1日 |
| 合同会社えくれれ              | 重度訪問介護         | あみていえ訪問<br>介護ステーション | 大阪府堺市堺区昭和<br>通三丁43-27                  | 令和6年3月<br>1日 |
| 合同会社バイオ<br>レット        | 生活介護           | ライフケア バ<br>イオレット    | 大阪府堺市南区高倉<br>台二丁39-10                  | 令和6年3月<br>1日 |
| 有限会社きいちご<br>畑         | 就労継続支援<br>(B型) | きいちご1               | 大阪府堺市中区堀上<br>町328番地5                   | 令和6年3月<br>1日 |

## 堺市告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永藤英機

| 法人名 | 事業内容 | 事業所名 | 事業所所在地 | 指定年月日 |
|-----|------|------|--------|-------|
|-----|------|------|--------|-------|



|           |        |               |                              |          |
|-----------|--------|---------------|------------------------------|----------|
| ヤマト商工有限会社 | 地域移行支援 | L I F O A R T | 大阪府堺市中区大野芝町593-10 アメニティ白鷺406 | 令和6年3月1日 |
| ヤマト商工有限会社 | 地域定着支援 | L I F O A R T | 大阪府堺市中区大野芝町593-10 アメニティ白鷺406 | 令和6年3月1日 |

## 堺市告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名       | 事業内容   | 事業所名          | 事業所所在地                       | 指定年月日    |
|-----------|--------|---------------|------------------------------|----------|
| ヤマト商工有限会社 | 計画相談支援 | L I F O A R T | 大阪府堺市中区大野芝町593-10 アメニティ白鷺406 | 令和6年3月1日 |
| 株式会社アシスト  | 計画相談支援 | 相談支援センターりんく   | 大阪府堺市西区山田二丁51番地6             | 令和6年3月1日 |

## 堺市告示第106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名               | 事業内容       | 事業所名               | 事業所所在地                             | 廃止年月日     |
|-------------------|------------|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 株式会社アスモ介護サービス     | 居宅介護       | アスモ介護サービスなかもず      | 大阪府堺市北区金岡町3034-21                  | 令和6年2月29日 |
| 株式会社アスモ介護サービス     | 重度訪問介護     | アスモ介護サービスなかもず      | 大阪府堺市北区金岡町3034-21                  | 令和6年2月29日 |
| 株式会社はるかぜコミュニケーション | 就労継続支援(A型) | はるかぜ作業所(アン・デ・ブルミエ) | 大阪府堺市堺区香ヶ丘町一丁5番32号                 | 令和6年2月29日 |
| 合同会社プラスアルファ       | 居宅介護       | ヘルパーステーションジョイ      | 大阪府堺市中区土師町一丁17番37号<br>ビューハイツ土師205号 | 令和6年2月29日 |
| 合同会社プラスアルファ       | 重度訪問介護     | ヘルパーステーションジョイ      | 大阪府堺市中区土師町一丁17番37号<br>ビューハイツ土師205号 | 令和6年2月29日 |
| 合同会社プラスアルファ       | 同行援護       | ヘルパーステーションジョイ      | 大阪府堺市中区土師町一丁17番37号<br>ビューハイツ土師205号 | 令和6年2月29日 |
| 特定非営利活動法人歩歩歩      | 居宅介護       | ヘルパーステーション歩歩歩      | 大阪府堺市南区高倉台二丁11番22-511号             | 令和6年2月29日 |
| 特定非営利活動法人歩歩歩      | 重度訪問介護     | ヘルパーステーション歩歩歩      | 大阪府堺市南区高倉台二丁11番22-511号             | 令和6年2月29日 |
| 有限会社心             | 同行援護       | こころ介護支援センター        | 大阪府堺市南区宮山台一丁6番10号 山楠宮山台貸店舗B号       | 令和6年2月11日 |

堺市告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名       | 事業内容   | 事業所名       | 事業所所在地          | 廃止年月日     |
|-----------|--------|------------|-----------------|-----------|
| 株式会社PEACE | 計画相談支援 | 相談支援センター音色 | 大阪府堺市中区榎葉149番地1 | 令和6年1月31日 |

堺市告示第108号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名         | 事業内容       | 事業所名               | 事業所所在地          | 指定年月日    |
|-------------|------------|--------------------|-----------------|----------|
| 社会福祉法人大阪福祉会 | 児童発達支援     | こどもデイサービス ハピネスプラス+ | 大阪府堺市北区金岡町2725番 | 令和6年3月1日 |
| 社会福祉法人大阪福祉会 | 放課後等デイサービス | こどもデイサービス ハピネスプラス+ | 大阪府堺市北区金岡町2725番 | 令和6年3月1日 |

堺市告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |             |          |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道路の種類       | 市道       |
| 2 | 路線名         | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間     | 別紙調書のとおり |

道路区域変更調書

| 路線名    | から<br>区間<br>まで | 旧<br>新 | 敷地の          |        | 備考    |
|--------|----------------|--------|--------------|--------|-------|
|        |                |        | 幅員m          | 延長m    |       |
| 東山北野田線 | 中区陶器北2706番地先   | 旧      | 3.70<br>5.60 | 159.73 | 02033 |
|        | 中区陶器北2707番地先   | 新      | 7.20<br>7.20 | 159.73 |       |
| 福田上之線  | 中区陶器北2700番地先   | 旧      | 6.20<br>7.40 | 84.35  | 02034 |
|        | 中区陶器北2706番地先   | 新      | 8.50<br>8.50 | 84.35  |       |
| 福田40号線 | 中区陶器北2700番地先   | 旧      | 5.40<br>6.20 | 173.72 | フ0056 |
|        | 中区陶器北2707番地先   | 新      | 7.90<br>8.70 | 173.72 |       |



堺市告示第110号

本市の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関等の指定について（昭和39年告示第23号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

堺市長 永藤英機

別表中「府民税」の次に「・森林環境税」を加え、

「

|                                                                                              |   |                                                                                                       |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 保育料<br>市立こども園給食費<br>住宅使用料<br>幼稚園保育料<br>みはら大地幼稚園通園バス利用一部負担金<br>国民健康保険料<br>介護保険料<br>後期高齢者医療保険料 | を | 保育料<br>市立こども園給食費<br>住宅使用料<br>幼稚園保育料<br>みはら大地幼稚園通園バス利用一部負担金<br>国民健康保険料<br>介護保険料<br>後期高齢者医療保険料<br>学校給食費 | に |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

」

改める。

公 告

堺市公告第204号

堺市立ビッグバン条例（令和2年条例第44号）第20条第2項及び第21条第1項第1号の規定に基づき、堺市立ビッグバンの休館日及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第20条第3項（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に

より、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館日

【定期休館】

毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、翌火曜日を休館日とする。）

ただし、堺市立学校管理運営規則（昭和32年教育委員会規則第9号）第8条第2項に規定する堺市立の小学校及び中学校の夏季休業日及び春季休業日については、月曜日も開館する。

【年末年始休館】

12月29日から1月3日までの期間

【メンテナンス休館】

9月及び1月の平日において、それぞれ2～3週間程度の期間

2 利用料金

(1) 屋内施設

【入館料】

|         | 個人     | 団体（20人以上） |
|---------|--------|-----------|
| 大人      | 1,100円 | 880円      |
| 小学生・中学生 | 800円   | 640円      |
| 3歳以上の幼児 | 600円   | 480円      |
| 3歳未満の幼児 | 無料     | 無料        |

【年間パスポート料金】

|         | 年間     | 半年間    |
|---------|--------|--------|
| 大人      | 6,000円 | 3,600円 |
| 小学生・中学生 | 3,600円 | 2,200円 |
| 3歳以上の幼児 | 2,400円 | 1,500円 |
| 3歳未満の幼児 | 無料     | 無料     |

(2) 駐車場

【普通車】

|       | 平日                                               | 休日等                                  |
|-------|--------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 第1駐車場 | 3時間まで700円<br>(以降、1時間毎に300円を追加料金とし、1日当たり最大1,000円) | 3時間まで700円<br>(以降、1時間毎に300円を追加料金とする。) |
| 第2駐車場 | 1時間当たり200円<br>(1日当たり最大500円)                      |                                      |

備考

(1) この表において「1日」とは、0時から24時までとする。

(2) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を用いる。

【道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車】

1日当たり1,000円

3 適用区分

令和6年5月1日から適用する。

堺市公告第205号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号。以下「条例」という。）第33条第2項の規定に基づき、環境影響評価書及びこれを要約した書類（以下これらを「評価書等」という。）の提出があったので、条例第34条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
 会長 十倉 雅和  
 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号



## 2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

## (1) 名称

2025年日本国際博覧会 堺万博P & R駐車場

## (2) 種類

条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の  
設の事業

## (3) 規模

駐車台数 約2,000台

## (4) 対象事業実施区域

堺区築港八幡町地内及び匠町地内

## 3 条例第24条に規定する関係地域

堺市堺区

## 4 評価書等の写しの縦覧の場所、期間及び時間

## (1) 場所

ア 堺市環境局環境保全部環境共生課

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

イ 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎43階

## (2) 期間

令和6年3月29日（金）から同年4月30日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## (3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

## 堺市公告第206号

堺市環境影響評価条例（平成18年条例第78号。以下「条例」という。）第39条第1項の規定に基づき、事後調査の項目、手法、場所その他の事項を記載した計画書（以下「事後調査計画書」という。）の提出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
会長 十倉 雅和  
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
  
- 2 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域
  - (1) 名称  
2025年日本国際博覧会 堺万博P & R駐車場
  - (2) 種類  
条例別表第20号に掲げる道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の  
設の事業
  - (3) 規模  
駐車台数 約2,000台
  - (4) 対象事業実施区域  
堺区築港八幡町地内及び匠町地内
  
- 3 条例第24条に規定する関係地域  
堺市堺区
  
- 4 事後調査計画書の写しの縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
堺市環境局環境保全部環境共生課  
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階
  - (2) 期間  
令和6年3月29日（金）から同年9月30日（月）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (3) 時間  
午前9時から午後5時30分まで

~~~~~  
堺市公告第207号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福祉総合情報システム制度改正対応業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年3月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 関西公共第二ビジネス部
部長 山本 一之
大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号
- 5 随意契約に係る契約金額
¥54,135,400－（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

~~~~~

## 堺市公告第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第1項第2号の規定に基づく基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所について、堺市基準該当障害福祉サービス事業所の登録等に関する要綱（平成19年制定）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり基準該当障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同要綱第13条の規定により公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名     | 事業内容       | 事業所名      | 事業所所在地        | 廃止年月日     |
|---------|------------|-----------|---------------|-----------|
| 株式会社めぐみ | 生活介護（基準該当） | めぐみデイサービス | 大阪府泉大津市宮町1-15 | 令和6年2月29日 |

## 堺市公告第209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和6年3月6日 第E-11号

2 対象区域 堺市南区竹城台3丁1番1、1番38、24番4

堺市公告第210号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 認定年月日及び認定番号 令和6年3月6日 第E-12号
- 2 対象区域 堺市南区竹城台3丁1番1、24番4
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第211号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日      | 承認番号       | 地名    | 地番       | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|------------|------------|-------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和5年12月20日 | 堺宅地第P-357号 | 中区陶器北 | 796番8の一部 | 4.7       | 27.87     | 1         |

堺市公告第212号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日    | 承認番号       | 地名  | 地番             | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|----------|------------|-----|----------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和6年2月7日 | 堺宅地第P-359号 | 西区上 | 527番30及び527番31 | 4.7       | 28.88     | 1         |

堺市公告第213号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番       | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和6年1月19日 | 堺宅地第P-360号 | 東区野尻町 | 445番6の一部 | 4.7       | 22.82     | 1         |

堺市公告第214号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名    | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和6年2月15日 | 堺宅地第P-361号 | 中区東八田 | 338番1 | 4.7       | 30.10     | 1         |

堺市公告第215号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名   | 地番          | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和6年2月22日 | 堺宅地第P-362号 | 西区草部 | 99番1の一部及び里道 | 4.7       | 27.18     | 1         |

堺市公告第216号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 廃止年月日      | 承認番号       | 地名   | 地番    | 幅員(M) | 延長(M) | 本数(本) |
|----|------------|------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 廃止 | 令和5年12月12日 | 堺宅地第P-358号 | 東区西野 | 182番1 | 4.0   | 43.70 | 1     |

堺市公告第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永藤英機

- 1 開発区域  
堺市西区浜寺昭和町二丁237番1から237番12まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区大淀南一丁目5番1号  
エスリードハウス株式会社  
代表取締役 西田 陸朗



堺市公告第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区南花田町99番12及び101番の各一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区福田46番地  
株式会社誠建設工業  
代表取締役 小島 一誠

---

堺市公告第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区中長尾町一丁29番1の一部及び29番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区中長尾町3丁5番18号  
野口 雅章

~~~~~

堺市公告第220号

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号）第17条の8第2項及び第17条の9第1項第2号の規定に基づき、堺市立自転車等駐車場の利用料金及び開場時間を指定管理者が定めたので、同条例第17条の8第3項（同条例第17条の9第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 施設名称 堺市立自転車等駐車場
- 2 利用料金及び開場時間 別紙のとおり

別紙
令和6年4月1日から変更分

駅名	名称 （自給車等駐車場）は 省略	利用料金				一部使用料（日一回につき） （単位：円）		定期使用料（1か月通常） （単位：円）		定期使用料（6か月通常） （単位：円）		期間時間		
		自転車	自動車	自動二輪車（総排気量125cc以下又は定格出力20.0kw以下）	自動二輪車（総排気量125cc以下又は定格出力20.0kw以下）	自転車	自動車	自動二輪車（総排気量125cc以下又は定格出力20.0kw以下）	自動二輪車（総排気量125cc以下又は定格出力20.0kw以下）	自転車	自動車		自動二輪車（総排気量125cc以下又は定格出力20.0kw以下）	自動二輪車（総排気量125cc以下又は定格出力20.0kw以下）
中百舌野線	中百舌野駅前東第1	110	220	270	1560	2610	3090	4400	7220	8370	8800	14,440	16,740	全日
	増設1～6	—	—	—	1560	—	—	4400	—	—	8800	—	—	—
	増設7	—	—	—	790	1,220	1,410	2080	3,410	3,950	4,160	6,820	7,900	—
	中百舌野駅前東第2	—	—	—	790	—	—	2080	—	—	4,160	—	—	—
	中百舌野駅前地下	110	—	—	2080	—	—	5,650	—	—	11,300	—	—	午前4時50分から翌日の午前1時まで
	中百舌野駅前西第1	—	—	—	—	3,130	3,660	—	8,480	9,840	—	16,960	19,680	午前4時50分から翌日の午前1時まで
	2F	110	—	—	2080	—	—	5,650	—	—	11,300	—	—	—
	中百舌野駅前西第2	—	220	270	2080	3,130	3,660	—	8,480	9,840	—	16,960	19,680	午前4時50分から翌日の午前1時まで
	1F	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2F	—	—	—	2080	—	—	5,650	—	—	11,300	—	—	—
	3F	—	—	—	1560	—	—	4,400	—	—	8,800	—	—	—
	中百舌野駅前西第3	—	—	—	2080	—	—	5,650	—	—	11,300	—	—	午前5時から翌日の午前1時まで
1F	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2F	110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全日	
中百舌野駅前西第4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全日	
中百舌野駅前西第5	—	—	—	1560	—	—	4,400	—	—	8,800	—	—	—	
中百舌野駅前西仮設	—	—	—	1560	—	—	4,400	—	—	8,800	—	—	—	

備考
自動二輪車が駐車可能な自給車等駐車場は、下記の自給車等駐車場を除き、総排気量125cc以下のもの又は定格出力1kw以下のものまでを駐車可能とする。
中百舌野駅前東第1は、総排気量が400cc以下のもの又は定格出力が20kw以下のものまでを駐車可能とする。

堺市公告第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・3・201-17号草尾南野田線の事業計画の変更の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和6年3月29日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

~~~~~

堺市公告第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするための公告を求めた申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請を行った認可地縁団体

名 称 平井自治会

主たる事務所 堺市中区平井925番地 平井自治会事務所

区 域 堺市中区平井1番地1から20番地1、23番地1から29番地1、99番地1、105番地1から115番地2、122番地2、232番地1、236から250番地2、252番地1から255番地3、256番地2から269番地、270番地2から270番地4、270番地8から285番地1、285番地4から296番地、298から302番地、305番地1から325番地、327から331番地、336番地1から345番地1、354から377番地1、482番地1から482番地6、509番地1から509番地2、516番地、530から543番地3、549番地、559番地1から559番地6、562番地1から563番地1、563番地5から572番地6、585番地1、670番地1、877番地2、921番地1から998番地、1010番地から1012番地6、1017番地1から1021番地1、1038から1040番地4及び1053番地

2 申請不動産

(1) 土地

地 目 宅地  
 面 積 224.79平方メートル  
 所 在 地 堺市中区平井962番1

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 別紙のとおり  
 住 所 別紙のとおり

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

令和6年3月29日（金）から同年7月1日（月）までの間に、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に次の書類を添えて、提出すること。

| 登記関係者等の別              | 添付書類                                                                                                        |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 表題部所有者又は所有権の登記名義人     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請不動産の登記事項証明書</li> <li>・住民票の写し又は戸籍の附票の写し</li> </ul>                 |
| 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請不動産の登記事項証明書</li> <li>・戸籍謄抄本</li> <li>・住民票の写し又は戸籍の附票の写し</li> </ul> |
| 所有権を有することを疎明す         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権を有することを疎明するに足りる資料</li> </ul>                                     |

|    |                   |
|----|-------------------|
| る者 | ・住民票の写し又は戸籍の附票の写し |
|----|-------------------|

(提出先)

所在地：堺市中区深井沢町2470番地7

担当課：中区役所自治推進課

連絡先：TEL 072-270-8154、FAX 072-270-8101

受付時間：9時から17時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

別紙（表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所）

| 氏名又は名称  | 住所           |
|---------|--------------|
| 白井 角太郎  | 堺市平井989番地の1  |
| 小谷口 利三郎 | 堺市平井959番地    |
| 北野 幸男   | 堺市平井1020番地   |
| 前田 楠次郎  | 堺市平井948番地    |
| 出口 徳三郎  | 堺市平井番外16番地   |
| 北野 直次郎  | 堺市平井1021番地の1 |
| 西川 良治   | 堺市平井987番地    |
| 岡田 興一   | 堺市平井974番地    |
| 山脇 弘次   | 堺市平井946番地ノ2  |
| 寺畑 めい   | 堺市平井9番地      |
| 辻本 栄太郎  | 堺市平井970番地ノ2  |
| 松本 喜一郎  | 堺市平井951番地    |
| 西尾 安太郎  | 堺市平井980番地    |
| 池田 友吉   | 堺市平井937番地    |
| 西野 宇三郎  | 堺市平井5番地ノ1    |
| 辻本 貞次   | 堺市平井943番地    |
| 池側 辰造   | 堺市平井3番地ノ1    |
| 北村 房次   | 堺市平井24番地     |
| 前田 貞次郎  | 堺市平井10番地ノ1   |
| 辻中 正夫   | 堺市平井965番地    |
| 中元 兼吉   | 堺市平井3番地ノ2    |
| 北村 悦映   | 堺市平井973番地    |
| 辻本 要    | 堺市平井945番地    |
| 西尾 初治郎  | 堺市平井953番地    |

|        |             |
|--------|-------------|
| 東口 治三郎 | 堺市平井972番地の2 |
| 西尾 栄太郎 | 堺市平井929番地の2 |
| 小山 岩雄  | 堺市平井968番地   |
| 前田 房次  | 堺市平井988番地   |
| 小山 悦二郎 | 堺市平井941番地の1 |
| 前田 吉太郎 | 堺市平井948番地   |
| 北村 兼松  | 堺市平井961番地   |
| 浅越 鉄藏  | 堺市平井251番地   |
| 出口 宇三郎 | 堺市平井番外17番地  |
| 伊丹 喜久雄 | 堺市平井3番地の1   |
| 西尾 幸一郎 | 堺市平井955番地   |
| 辻中 長松  | 堺市平井950番地   |
| 森中 ナツエ | 堺市平井930番地の1 |
| 小山 兼次  | 堺市平井3番地の2   |
| 池田 弁治郎 | 堺市平井44番地    |
| 馬場 角一  | 堺市平井23番地    |
| 岡田 辨吉  | 堺市平井982番地   |
| 川北 三次  | 堺市平井4番地の3   |
| 松本 辰三郎 | 堺市平井950番地   |
| 西尾 福三郎 | 堺市平井252番地   |
| 辻中 浅二  | 堺市平井964番地の2 |
| 乾 保雄   | 堺市平井933番地の1 |
| 北村 信治  | 堺市平井973番地   |
| 西口 好一  | 堺市平井19番地の6  |
| 前田 好太郎 | 堺市平井978番地   |



|        |             |
|--------|-------------|
| 西川 伊三郎 | 堺市平井287番地の1 |
| 小山 宗治  | 堺市平井17番地の2  |
| 小山 新太郎 | 堺市平井941番地の1 |
| 池側 徳太郎 | 堺市平井931番地の1 |
| 西尾 巳之助 | 堺市平井964番地の2 |
| 北村 幾太郎 | 堺市平井930番地の1 |
| 中尾 芳雄  | 堺市平井972番地の1 |
| 池側 貞太郎 | 堺市平井16番地の1  |
| 木村 元一  | 堺市平井239番地   |
| 西口 トシエ | 堺市平井986番地ノ2 |
| 辻中 正一  | 堺市平井950番地   |
| 眞田 充己  | 堺市平井5番地ノ1   |
| 中井 未吉  | 堺市平井287番地   |
| 片岡 健三  | 堺市平井270番地ノ2 |
| 出口 亀吉  | 堺市平井27番地ノ2  |
| 藤井 一雄  | 堺市平井29番地    |
| 池田 長松  | 堺市平井936番地ノ2 |
| 辻中 益二郎 | 堺市平井928番地ノ2 |
| 前田 亥三郎 | 堺市平井531番地ノ1 |
| 北野 一夫  | 堺市平井929番地ノ3 |
| 出口 久太郎 | 堺市平井番外17番地  |
| 河上 千代子 | 堺市平井3番地ノ2   |
| 辻中 敬二  | 堺市平井947番地   |
| 辻中 安太郎 | 堺市平井931番地   |
| 小山 卯一  | 堺市平井945番地の1 |

|        |              |
|--------|--------------|
| 山口 吉藏  | 堺市平井1043番地   |
| 出口 良子  | 堺市平井26番地     |
| 小山 満須  | 堺市平井9番地      |
| 岡 イワ   | 堺市平井1008番地   |
| 杉井 トヨ  | 堺市平井3番地ノ1    |
| 金田 健二  | 堺市平井968番地    |
| 阪尾 マサ  | 堺市平井2番地      |
| 西尾 シゲル | 堺市平井4番地ノ2    |
| 中元 タカエ | 堺市平井239番地    |
| 井阪 美代子 | 堺市平井285番地ノ2  |
| 池側 兼松  | 堺市平井961番地ノ2  |
| 池田 金次  | 堺市平井1019番地ノ2 |
| 和佐田 勝一 | 堺市平井3番地ノ1    |
| 池田 作二  | 堺市平井937番地    |
| 池側 カネ  | 堺市平井961番地ノ2  |
| 池田 彦太郎 | 堺市平井937番地    |
| 吉田 徳雄  | 堺市平井942番地    |
| 白井 定太郎 | 堺市平井928番地    |
| 辻中 芳夫  | 堺市平井965番地    |
| 金田 安雄  | 堺市平井968番地    |
| 土師 浅二郎 | 堺市平井2番地      |

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第5号

### 堺市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局公印規程（平成5年水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表営業事務用堺市上下水道事業管理者印の項使用区分の欄第1号中「昭和33年条例第13号）」の次に「第26条第2項に規定する料金算定の特例並びに」を加え、同欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。



堺市上下水道局契約規程及び随意契約によることができる契約に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第6号

### 堺市上下水道局契約規程及び随意契約によることができる契約に関する規程の一部を改正する規程

（堺市上下水道局契約規程の一部改正）

第1条 堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）の一部を次のよう

に改正する。

第3条第1項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

(随意契約によることができる契約に関する規程の一部改正)

第2条 随意契約によることができる契約に関する規程（平成16年上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

附則第2項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。



堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

堺市上下水道局管理規程第7号

堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の委託に関する規程  
の一部を改正する規程

堺市上下水道局公金の徴収又は収納の事務の委託に関する規程（平成11年水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」を加える。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条を第3条とする。

第5条を次のように改める。

(公金の収納方法)

第4条 指定公金事務取扱者は、納入義務者から公金の納入を受けたときは、領収印を押印して領収書を発行しなければならない。ただし、事務の性質上領収書を発行し難いときは、領収書の発行を省略することができる。

第6条第1項中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条を第6条とする。

第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項の規定に基づき、従前の例により公金の徴収又は収納に関する事務を行わせる者については、なお従前の例による。

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第52号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1558号  
指 定 年 月 日 令和6年3月11日  
指定期間の末日 令和11年3月10日  
事業者の名称 星野 亮太

事業者の住所 泉佐野市日根野1477番地の2  
事業所の名称 星野設備  
事業所の所在地 泉佐野市日根野1477番地の2

指 定 番 号 第1559号  
指 定 年 月 日 令和6年3月11日  
指定期間の末日 令和11年3月10日  
事業者の名称 株式会社谷垣工業  
事業者の住所 大阪市鶴見区今津中1丁目2番26号  
代表者の職氏名 代表取締役 谷垣 昭太郎  
事業所の名称 株式会社谷垣工業  
事業所の所在地 大阪市鶴見区今津中1丁目2番26号

指 定 番 号 第1560号  
指 定 年 月 日 令和6年3月11日  
指定期間の末日 令和11年3月10日  
事業者の名称 株式会社ビルガード  
事業者の住所 堺市西区鳳南町2丁45  
代表者の職氏名 代表取締役 北田 和江  
事業所の名称 株式会社ビルガード大阪営業所  
事業所の所在地 大阪市西成区旭1丁目6番7号

~~~~~

堺市上下水道局公告第53号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1797号
指 定 年 月 日 令和6年3月11日
指定期間の末日 令和10年11月30日

事業者の名称 株式会社ショウエイ技建
事業者の住所 大阪市鶴見区今津北2丁目4番5号
代表者の職氏名 代表取締役 勝木 清高
営業所の名称 株式会社ショウエイ技建
営業所の所在地 大阪市鶴見区今津北2丁目4番5号

人事委員会規則

堺市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子

堺市人事委員会規則第2号

堺市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の退職管理に関する規則（平成28年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第8号を次のように改める。

(8) 議会局

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議会規則

堺市議会事務局規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

堺市議会議長 的 場 慎 一

堺市議会規則第8号

堺市議会事務局規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

堺市議会事務局規則の一部を改正する規則（令和6年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会告示

堺市議会告示第1号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第13条第4項において準用する同規則第11条第3項の規定により、市議会議員の令和5年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

堺市議会議長 的 場 慎 一

- 1 閲覧開始の日
令和6年4月8日（月）
- 2 閲覧場所
堺市役所本庁舎 市政情報センター
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

3 閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

午前9時から午後5時15分まで